

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1書面）

産業廃棄物処理計画

令和5年6月1日

茨城県知事 殿

報告者

住 所 茨城県筑西市鍋山738

氏 名 アイカテック建材㈱ 明野工場

工場長 伊橋 隆基

電話番号 0296-52-5700

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業所の名称	アイカテック建材㈱ 明野工場
事業所の所在地	茨城県筑西市鍋山738
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

該当事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	窯業・土石製品製造業
②事業の規模	販売数量 令和4年度 2,267千枚
③従業員数	55名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 図一1

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図	別紙 図一2



(第2書面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラス陶磁器屑…廃棄物と再生利用廃棄物の置場を分別している ・廃プラ…廃棄物と再生利用廃棄物の置場を分別している ・木くず…補修可能パレットと廃棄パレットの分別をしている
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混合廃棄物…廃棄物を種類ごとに分け再利用できるものとできないものとに分別する。

(第3書面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		前年度（令和4年度）実績					
①現状	産業廃棄物の種類	ガラス屑及び陶磁器屑	廃プラ	廃油	木屑	混廃	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量						
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量						
	(これまでに実施した取組)						
		目標					
②計画	産業廃棄物の種類	ガラス屑及び陶磁器屑	廃プラ	廃油	木屑	混廃	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量						
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量						
	(今後実施する予定の取組)						

(第4書面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	前年度（令和4年度）実績						
	産業廃棄物の種類	ガラス屑及び陶磁器屑	廃ゴミ	廃油	木屑	混廃	汚泥
	全処理委託量	10,283.3 t	29.2 t	3.7 t	52.5 t	65.3 t	11.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量			3.7 t	52.5 t		11.0 t
	再生利用業者への処理委託量	10,238.4 t	29.2 t				
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						

(第5画面)

		目標					
②計画	産業廃棄物の種類	ガラス屑及び陶磁器屑	廃プラ	廃油	木屑	混廃	汚泥
	全処理委託量	9,634.0 t	27.7 t	3.5 t	49.9 t	62.0 t	10.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量			3.5 t	49.9 t	62.0 t	
	再生利用業者への処理委託量	9,595.5 t	27.7 t				
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
(今後実施する予定の取組)							
<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス陶磁器屑…不良品発生及び切断ロスの減少を図る。 ・廃プラ…梱包資材及び養生用ヒニールの削減を図る。 ・廃油…保守点検強化を図る。 ・木くず…破損パレット補修の強化を図る。 ・混合…廃棄物の分別を強化し混合廃棄物の削減を図る。 							
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
 - 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
 - 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
 - 7 ※欄は記入しないこと。

図-1 産業廃棄物の一連の処理の工程



図-2

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	所属 : 明野工場 職・氏名 : 工場長 伊橋 隆基
廃棄物担当者	組織名 : 業務係 職・氏名 : 係長 組織数 : 2人
産業廃棄物 管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推薦、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長-工場長 ・ 委員-各係長 ・ 事務局-業務係
廃棄物処理 統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
廃棄物処理 担当者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理標の交付・管理 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関係会社に対する教育・啓発 ○ その他関係する事項

廃棄物管理組織

